

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 3日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 野 沢 宏 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日から 令和 7年10月29日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年11月 5日 午前10時00分 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年11月26日 午前10時00分 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年11月 6日から 令和 7年11月 7日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行; 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 830, 000 6, 264, 000	一括	1, 566, 000	76, 081	不明
1	900, 000				
2	6, 930, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 |
| | 地 番 | 1947番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 194.98平方メートル |
| 2 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 1947番地1 |
| | 家屋 番号 | 1947番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.30平方メートル
2階 39.30平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 8日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 中 川 琢 馬

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 |
| | 地 番 | 1947番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 194.98平方メートル |
| 2 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 1947番地1 |
| | 家屋 番号 | 1947番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.30平方メートル
2階 39.30平方メートル |

令和7年（ケ）第30号
令和7年6月13日受理
令和7年7月**16**日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所下妻支部

執行官 小 俣 隆 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 |
| | 地 番 | 1947番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 194.98平方メートル |
| 2 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 1947番地1 |
| | 家屋 番号 | 1947番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.30平方メートル
2階 39.30平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	□建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件2関係）		
占有範囲	■全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ■B	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ■居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者) ☐ ())の陳述／■提示文書（貸室賃貸借契約書）の要旨		
占有権原	■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期	令和3年6月29日	
最初の契約等	契約日	令和3年6月17日
	期間	令和3年6月29日から ■令和5年6月28日まで2年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種類別	■合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和7年6月29日から ■令和9年6月28日まで2年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金85,000円（毎月末日限り翌月分支払）	
	☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ■ある (■敷金85,000円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (占有者)	1 本件建物は、所有者のAさんから、私が借りていて、母と子供5人の計7人で住居として使用しています。最初の契約は、令和3年6月から2年間ということで、その後、2回、合意更新しています。最新の契約書は合意更新したばかりのため、まだ手元にありません。賃料及び敷金は契約書のとおりです。 2 本件建物について、大きな損傷箇所はありません。雨漏りやシロアリ被害もありません。 3 土地の境界で問題となっていることはありません。 4 本件土地建物で事件や事故があったことはありません。また、土壌汚染や埋設物で問題となっていることはありません。 5 照明器具、カーテン、2階にあるエアコン3台、敷地内にある物置等は私が費用を出して設置したものです。また、屋根にある太陽光パネルは私が引っ越してきたときからあるもので、詳しいことは分かりません。 6 室内で猫は飼っていませんが、親戚が猫を連れてきて、内壁に引っ掻き傷を付けたことがあります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、現場の状況、関係人の陳述や回答書の記載内容、賃貸借契約書の存在等から、2ないし3枚目記載のとおりであると判断した。なお、所有者宛てに照会書を送付したが、期限までに回答書の提出を得ることが出来なかった。
- 3 本件建物について、経年相当の損傷のほか、壁紙の一部剥離、動物の引っ掻き傷が見受けられた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月13日(金)	当庁執行官室	常総市に対し公課証明書等交付申請、受領
令和7年6月16日(月) 12:48-12:58	物件所在地	■物件確認 ■占有者と面談 ■写真撮影
令和7年6月16日(月)	当庁執行官室	所有者に対し照会書送付(回答書の提出なし)
令和7年6月18日(水)	当庁執行官室	占有者に対し照会書送付、回答書受領
令和7年7月1日(火) 11:05-12:00	物件所在地	■立入調査 ■写真撮影 ■評価人同行 ■占有者から聴取
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)30号
物件番号	1・2

←○写真撮影位置・方向

1945

1984

道

1983

1946

電柱

給湯機 →

浄化槽

物件 2

物件 1

1947-1

駐車スペース

1947

←スチール製
物

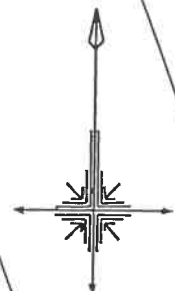
←パイプ式
物

1974-1

1973

幅員：約6m
種別：県道（下妻常総線）
舗装：あり
建基法第42条第1項道路

1948



※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません

縮尺約 1/200

建物間取図

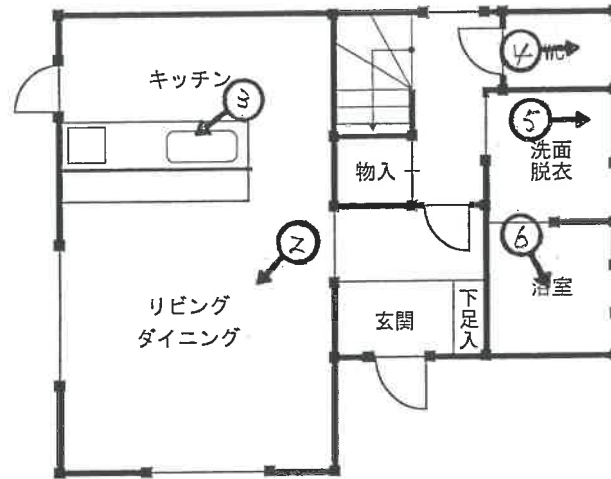
物件番号

2

種 類

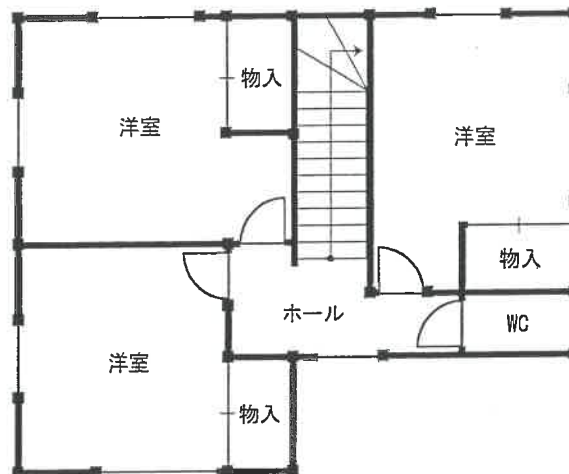
居 宅

←○写真撮影位置・方向



1 階 平 面 図

床面積：39.30㎡



2 階 平 面 図

床面積：39.30㎡



縮尺約 1/100

※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります

(8 枚目)



写真 1



写真 2



写真3



写真4



写真 5



写真 6

令和 7年（ケ）第 30号
令和 7年 6月13日 受 命
令和 7年 7月 1日 現地調査
令和 7年 7月17日 評 価
令和 7年 7月18日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高 橋 研 二

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 8 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 9 0 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6, 9 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1, 2 の各不動産について、一括売却(民事執行法 6 1 条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目積	3 頁、物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	3 頁、物件目録記載のとおり	
特記事項			
特になし。			

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 |
| | 地 番 | 1947番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 194.98平方メートル |
| 2 | 所 在 | 常総市豊田字豊田 1947番地1 |
| | 家屋 番号 | 1947番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 39.30平方メートル
2階 39.30平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	関東鉄道・常総線「石下」駅の東方約2.7km 付近にバス停留所はない (別添物件位置図御参照)	
付 近 の 状 況	住宅や事業所等が建ち並ぶ在来からの住宅地域である。また、周辺にはアパートも点在している。近隣周辺は小学校には近いが、付近にはスーパー等は立地しておらず、生活利便性にやや欠ける住宅地域と把握される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制 埋 蔵 文 化 財	都市計画区域内・非線引地域 用途地域の指定なし 60% 200% なし 特になし 指定なし
画 地 条 件	地積 : 194.98m ² 規模 : ほぼ標準的 形状 : ほぼ整形 地勢 : 平坦 高低差: 接面道路と概ね等高 接面道路との関係: 中間画地	
接面道路の状況	東側: 約6.0m舗装県道(建築基準法第42条第1項第1号道路に該当)	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2建物を所有して敷地の用途に使用している。 ※土地建物内訳価格算出のために、物件2建物の法定地上権の成立を考慮して評価する。	
供給処理施設	上水道: あり 都市ガス: なし 下水道: なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は埋設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地使用の履歴から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響を受けている形跡はない。但し、評価人としての調査には限界があるので、詳細については別途専門家による調査が必要と思われる。	

特 記 事 項	① 上水道について 常総市水道課への聴取から、現況、口径20^ミで利用中とのことである（宅地内の取出も20^ミ）。なお、所有権移転が行われた場合、給水装置の所有者変更（給水装置所有者変更届の提出）を行う必要がある。詳細についても同課にお問合せ願います。 ② 排水処理について 近隣周辺には公共下水道は整備されておらず、排水処理は浄化槽により行われている。なお、公益社団法人茨城県水質保全協会への聴取結果は下記のとおりである。 ・合併浄化槽（5人槽）としての届出がある。 ・令和3年度まで法定検査は実施しているが、それ以降は行われていない。 したがって、所有権移転後の買受人等は浄化槽の浄化槽管理者変更報告書を提出し、法定検査の実施が必要と思われる。詳細についても同協会にお問い合わせ願います ③ 地盤について 物件1に関し、地耐力を確保しているか否かは不明である。但し、評価人としての調査には限界があるので、詳細については別途専門業者の調査が必要と思われる。 ④ 地下埋設物について 物件1に立ち入ったところ、地下埋設物の存在は特段、確認出来なかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、その詳細については別途専門家による調査が必要と思われる。 ⑤ ハザードマップについて 国土交通省の「重ねるハザードマップ」上、物件1周辺で洪水によって想定される浸水深は「0.5m～3.0m」を示していることに留意が必要である。 ⑥ 物件1上に存在する動産等について 別添、土地建物位置関係図のとおり、物件1上にはスチール製物置、パイプ式物置が存在している。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数 平成29年 4月17日 新築 8年 17年
仕 様	構造 木造 屋根 ルーフィングぶき 外 壁 サイディング 内 壁 クロス貼等 天 井 クロス貼等 床 フローリング等 設 備 電気・水道・浄化槽 その他 コンロはIH、屋根に太陽光発電パネルあり ※競売手続きにおいては、建物に附随する各種付帯設備の動作 確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	3 頁、物件目録記載のとおり
現 況 用 途 等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 3LDK（別添建物間取図御参照）
品 等	普通
保守管理の状態	外部及び内部観察の結果、一部の内壁に剥離や動物による引っ掻き傷が確認されたが、概ね経年相当の保守管理の状態と把握される。
建物の利用状況	第三者が令和3年6月29日から月額賃料85,000円、敷金85,000円の 約定で、居宅として賃借利用している。

特 記 事 項	① 賃貸借契約の概要について 執行官の現況調査報告書から、当該賃貸借契約の概要は下記のとおりとなっている。 貸主：A 借主：B 契約日：令和3年6月17日 契約期間（当初）：令和3年6月29日から令和5年6月28日まで 現在の契約期間：令和7年6月29日から令和9年6月28日まで 月額賃料：85,000円 敷金：85,000円 ② 建築計画概要書あり 確認番号：平成28年12月8日、H28SHC124457号 主要用途：一戸建ての住宅 工事種別：新築 ③ 完了検査実施済み 検査済証交付番号：第H28SHC324457号 検査済証交付年月日：平成29年5月8日 ④ アスベスト関連事項 外部及び内部観察から対策を要する飛散性（吹付け）アスベストは目視する限りにおいて使用されている形跡はないが、詳細は不明である。但し、評価人としての調査には限界があるので詳細については別途専門業者による調査が必要と思われる。 ⑤ 白蟻被害について 白蟻被害はないとのBの陳述があるが、詳細は不明である。但し、評価人としての調査には限界があるので詳細については別途専門業者による調査が必要と思われる。 ⑥ 屋根に太陽光発電パネルあり 屋根に太陽光発電パネルが設置されているが、所有権留保等の契約内容の詳細が不分明なため、太陽光発電パネルについては評価対象外とした（建物再調達原価には不算入）。なお、下記の事項に留意が必要である。 ・所有権移転後の買受人等が太陽光発電パネルを利用する場合は所有者との調整が必要になる可能性があること。 ・太陽光発電パネルが取り外される可能性があること。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ÷カ
1	11,100	1.02	194.98	0.90		1,990,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 常総（県）-5

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $14,900\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/102.0 \times 100/131.7 \div 11,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+2

◇地域格差：街路条件▲3.0 交通・接近条件▲3.0 環境条件+40.0

イ 個別格差：方位加算+2

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
2	209,000	78.60		0.56	9,200,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数8年、経済的全耐用年数25年、経済的残存耐用年数17年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価20%、残価率5.0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

- 現価率＝{残価率5.0%＋(1－5.0%)×(経済的残存耐用年数17年／経済的全耐用年数25年)}
 ×(1－観察減価20%)÷0.56

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	1,990,000	0.35	法定地上権	700,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,990,000	-700,000		1.00	0.70	900,000
2	9,200,000	+700,000	1.00	1.00	0.70	6,930,000
一括価格（合計）						7,830,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 常総(県)-5

所 在：常総市大沢字大山1934番30

地 目：宅 地

価 格：14,900円／m²

位 置：石下駅約3.5km

価 格 時 点：令和 6年 7月 1日

地 積：509m²

供給処理施設：水道

接 面 街 路：東側4.6m市道

用途指定等：都市計画区域内・非線引地域 用途地域の指定なし
(建蔽率60%、容積率200%)

地域の概要：県道背後の一般住宅等が見られる住宅地域

第7 附属資料

1 物件位置図

2 地価公示価格等位置図

3 周辺見取図

4 公図写

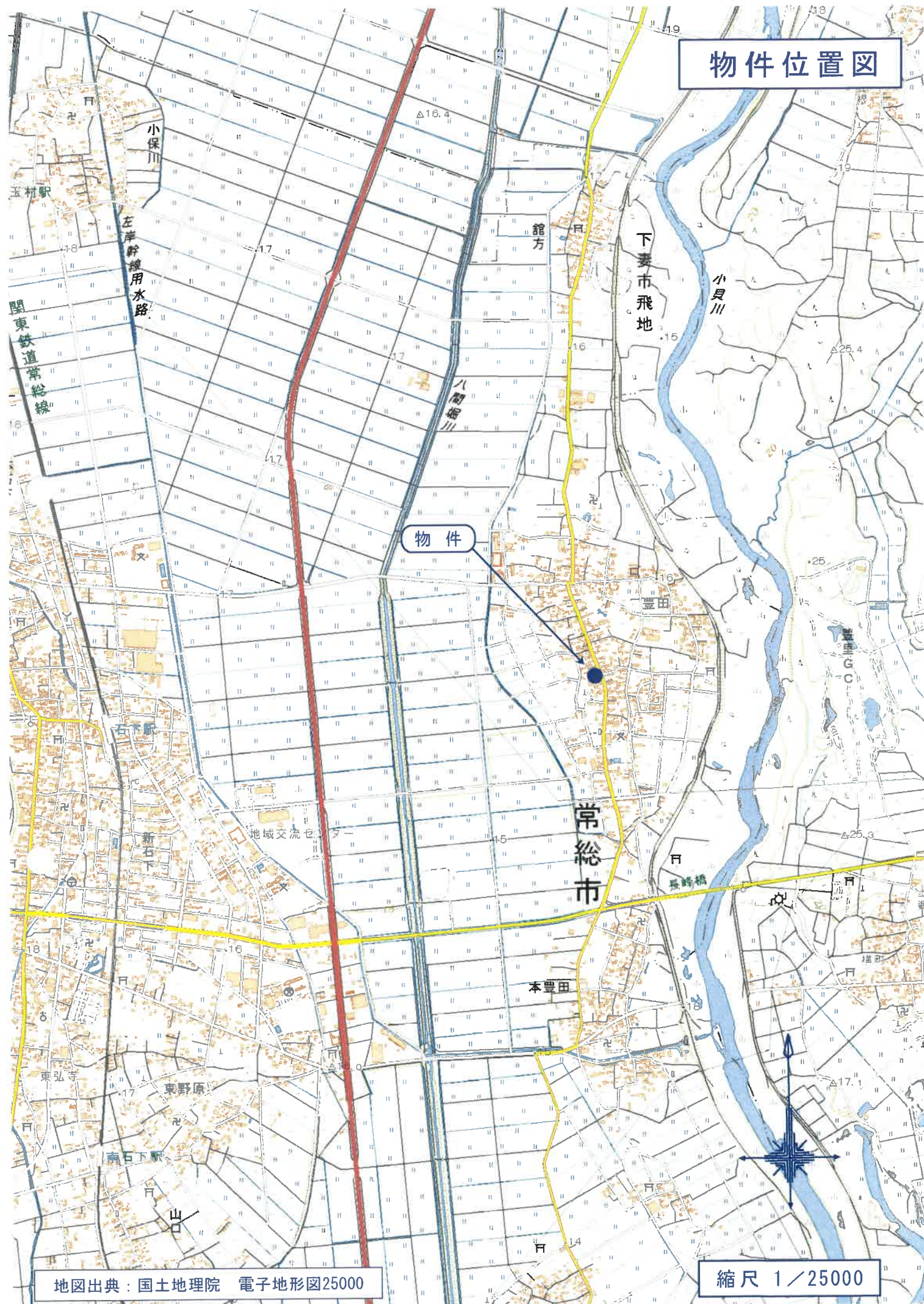
5 建物図面写

6 土地建物位置関係図

7 建物間取図

以 上

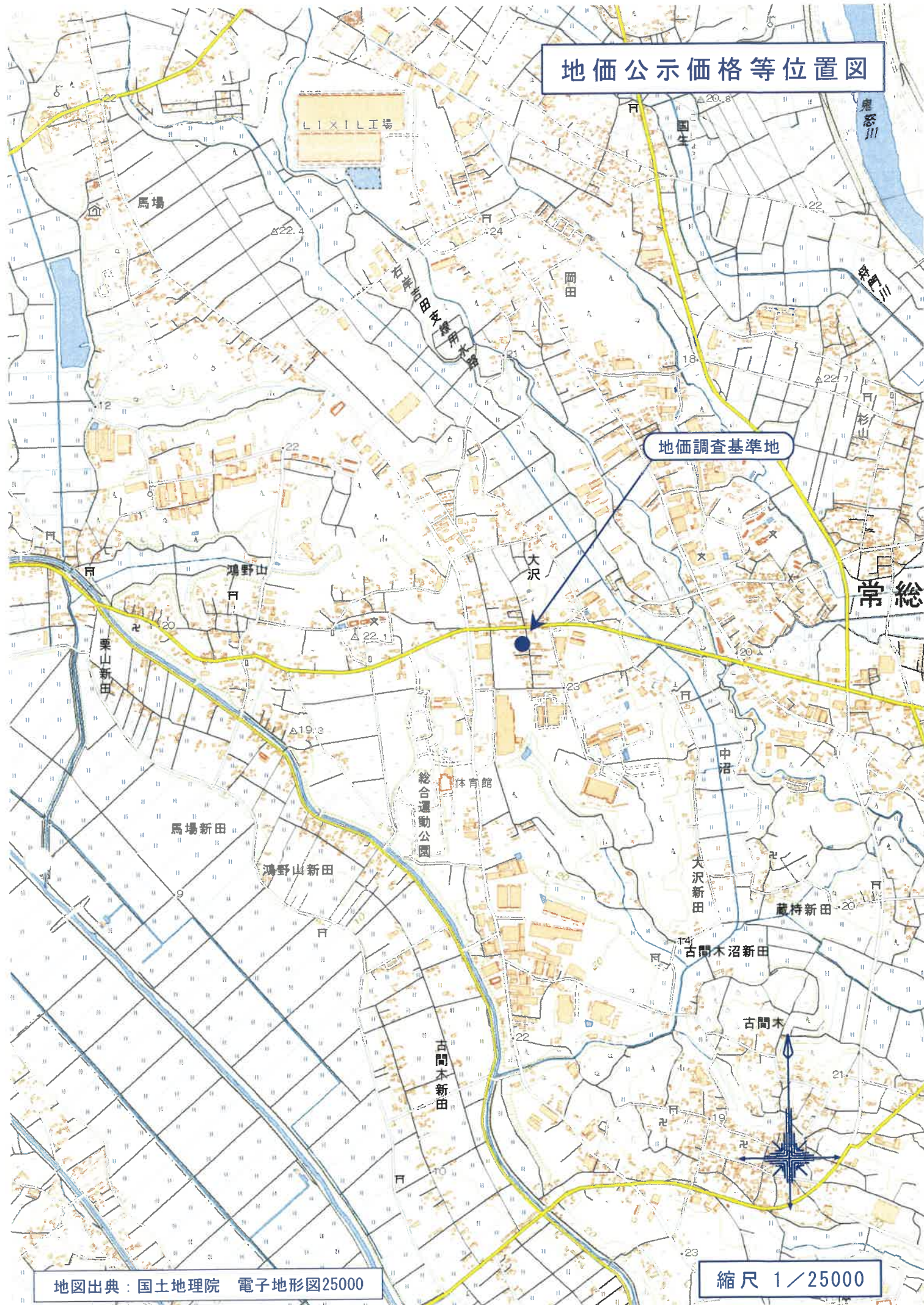
物件位置図



地圖出典：國土地理院 電子地形圖25000

縮尺 1/25000

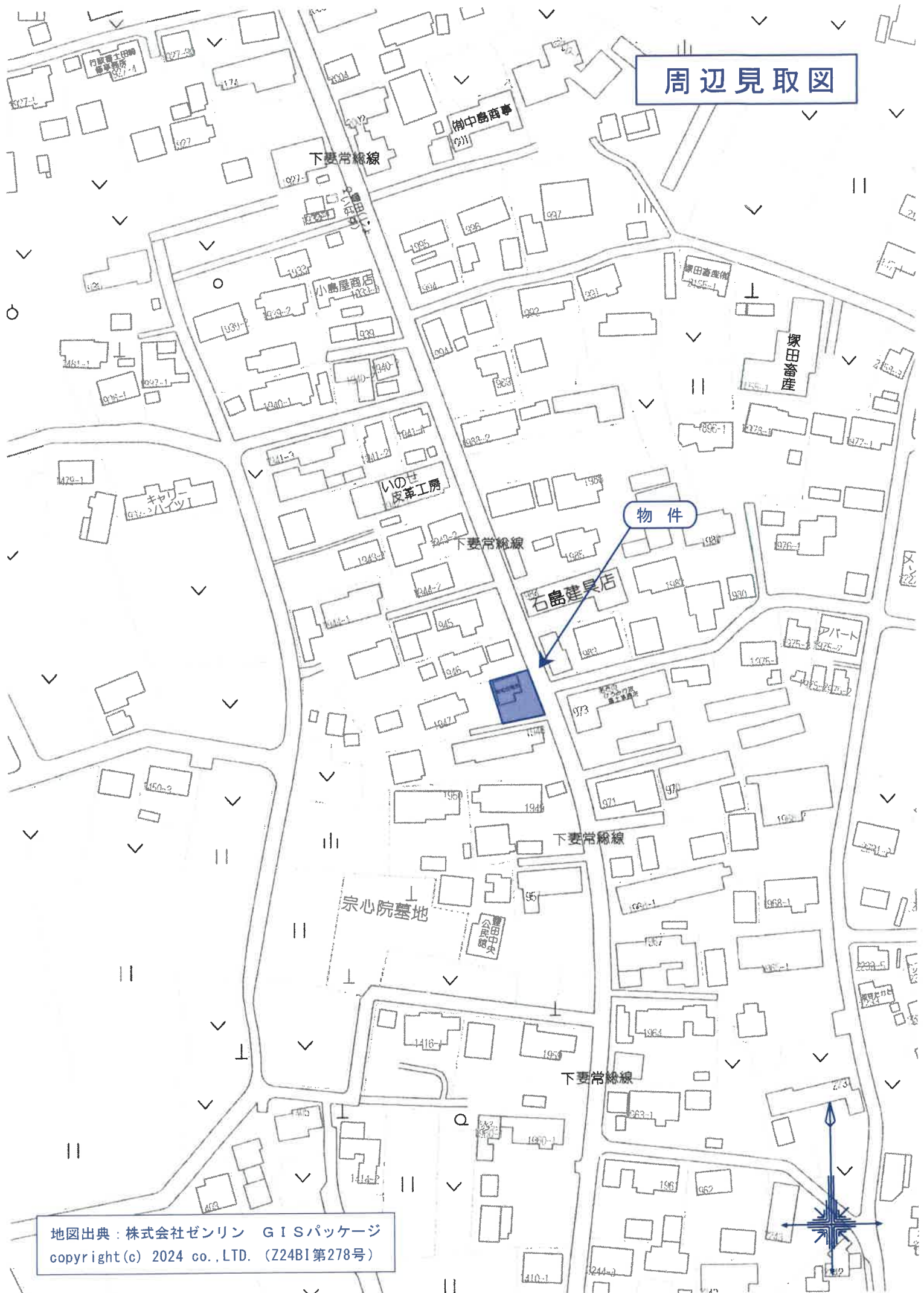
地価公示価格等位置図



地圖出典：國土地理院 電子地形圖25000

縮尺 1/25000

周辺見取図



公 図 写



縮尺 1/500

建物図面写

建物図面 各階平面図

家屋番号 1947-1

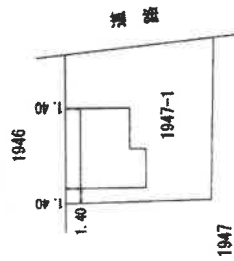
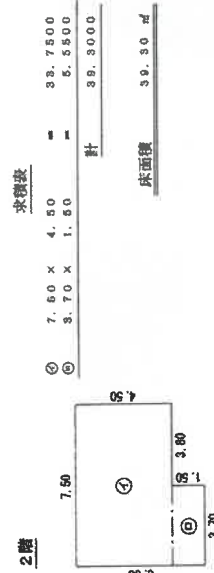
建物の所在 常総市豊田字豊田1947番地1

縮尺 1/500

申請人

尺 1/250

作成者



登記年月日：平成29年5月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(水戸地方建設局下妻支局管轄)
令和7年6月26日 水戸地方建設局筑西出張所

A3をA4に縮小

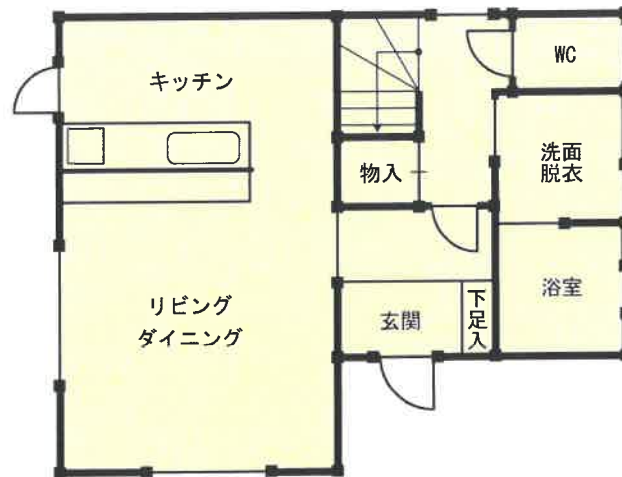
土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)30号
物件番号	1・2



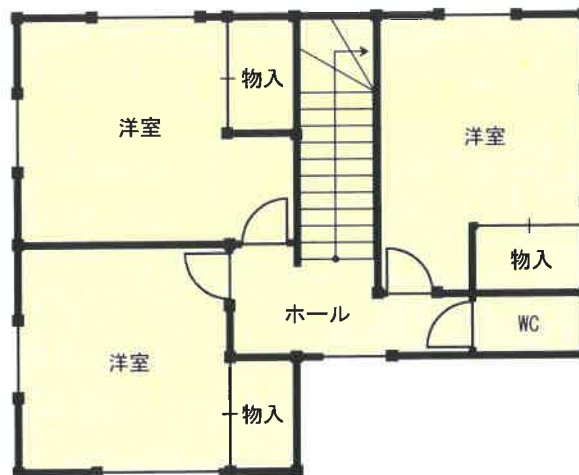
建物間取図

物件番号	2
種類	居宅



1 階 平面図

床面積 : 39.30㎡



2 階 平面図

床面積 : 39.30㎡



縮尺約 1/100

※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります